

平成24年第1回廿日市市議会（第1回定例会）条例案新旧対照表

議案第22号	住民基本台帳法の一部を改正する法律及び出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の一部を改正する等の法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例	1
議案第23号	廿日市市税条例の一部を改正する条例	7
議案第24号	廿日市市手数料条例の一部を改正する条例	11
議案第25号	廿日市市墓地等の経営の許可等に関する条例の一部を改正する条例	17
議案第26号	廿日市市保育園条例の一部を改正する条例	19
議案第27号	廿日市市留守家庭児童会条例の一部を改正する条例	21
議案第28号	廿日市市介護保険条例の一部を改正する条例	23
議案第29号	広島圏都市計画事業廿日市駅北土地地区画整理事業施行条例の一部を改正する条例	25
議案第30号	廿日市市市営住宅設置及び管理条例及び廿日市市福祉住宅設置及び管理条例の一部を改正する条例	27
議案第31号	廿日市市立学校設置条例の一部を改正する条例	33
議案第32号	はつかいち市民図書館設置及び管理条例の一部を改正する条例	35
議案第33号	廿日市市火災予防条例の一部を改正する条例	37

議案第22号

住民基本台帳法の一部を改正する法律及び出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者

等の出入国管理に関する特例法の一部を改正する等の法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例案新旧対照表

○廿日市市印鑑条例（昭和49年条例第18号）【第1条関係】

（下線の部分は改正部分）

改正後	改正前
（登録の資格）	（登録の資格）
第2条 住民基本台帳法(昭和42年法律第81号。以下「法」という。)に基づ	第2条 次に掲げる者
き、本市の住民基本台帳に記録されている者は、1人1個に限り、印鑑の	_____は、1人1個に限り、印鑑の
登録を受けることができる。	登録を受けることができる。
（削る）	（1） <u>住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）に基づき、本市の住民基本</u>
（削る）	<u>台帳に記録されている者</u>
2 （略）	（2） <u>外国人登録法（昭和27年法律第125号）に基づき、本市の外国人登録</u>
（登録申請の確認）	<u>原票に登録されている者</u>
第4条 （略）	2 （略）
2 （略）	（登録申請の確認）
（1） 官公署の発行した免許証、許可証又は身分証明書	第4条 （略）
_____で本人の写真を貼付_____したもので別に市長が定める要件を備	2 （略）
えたものの提示があつたとき。	（1） 官公署の発行した免許証、許可証若しくは身分証明書又は外国人登
（2） （略）	<u>録証明書で本人の写真をちよう付したもので別に市長が定める要件を備</u>
3 （略）	<u>えたものの提示があつたとき。</u>
（印鑑登録原票）	（2） （略）
第6条 （略）	3 （略）
（1）・（2） （略）	（印鑑登録原票）
（3） 氏名 <u>（外国人住民（法第30条の45に規定する外国人住民をいう。以</u>	第6条 （略）
<u>下同じ。）にあつては、氏名、住民基本台帳に記録されている通称（以</u>	（1）・（2） （略）
<u>下「通称」という。）及び住民基本台帳に記録されている氏名の片仮名</u>	（3） 氏名
<u>による表記（以下「片仮名表記」という。））</u>	

改正後	改正前
(4)～(7) (略) <u>(登録印鑑の制限)</u>	(4)～(7) (略) <u>(印鑑登録の不受理)</u>
第7条 (略) (1) 住民基本台帳に記録_____されている氏名、氏若しくは名又は氏名の一部を組み合わせたもの<u>(以下この号において「氏名等」という。外国人住民にあつては、氏名等、通称若しくは通称の一部を組み合わせたもの又は片仮名表記若しくは片仮名表記の一部を組み合わせたもの)</u>で表されていないもの (2) 職業、資格その他氏名<u>(外国人住民にあつては、氏名、通称又は片仮名表記)</u>以外の事項を表しているもの (3)～(7) (略) <u>(登録事項の変更)</u>	第7条 (略) (1) 住民基本台帳に記録又は<u>外国人登録原票に登録</u>されている氏名、氏若しくは名又は氏名の一部を組み合わせたもの_____で表されていないもの (2) 職業、資格その他氏名_____以外の事項を表しているもの (3)～(7) (略) <u>(登録事項の変更)</u>
第11条 (略) 2 市長は、前項の規定にかかわらず印鑑票の登録事項に変更があつたときは、住民基本台帳_____により、当該印鑑票の登録事項について職権で修正しなければならない。 <u>(印鑑登録の抹消)</u>	第11条 (略) 2 市長は、前項の規定にかかわらず印鑑票の登録事項に変更があつたときは、住民基本台帳<u>又は外国人登録原票</u>により、当該印鑑票の登録事項について職権で修正しなければならない。 <u>(印鑑登録の抹消)</u>
第13条 (略) (1)～(4) (略) (5) 氏又は名<u>(外国人住民にあつては、氏若しくは名、通称又は片仮名表記)</u>の変更により、登録を受けている印鑑が第7条第1号に該当することとなつたとき。 <u>(6) 外国人住民である者が、法第30条の45の表の上欄に掲げる者に該当しないこととなつたとき(日本の国籍を取得した場合を除く。)</u> <u>(7) (略)</u>	第13条 (略) (1)～(4) (略) (5) 氏又は名_____の変更により、登録を受けている印鑑が第7条第1号に該当することとなつたとき。 <u>(新設)</u> <u>(6) (略)</u>

○廿日市市部設置条例（昭和63年条例第5号）【第2条関係】

（下線の部分は改正部分）

改正後	改正前
自治振興部 (1)・(2) (略) (3) 戸籍、住民基本台帳_____及び印鑑に關すること。 (4) (略)	自治振興部 (1)・(2) (略) (3) 戸籍、住民基本台帳、<u>外国人登録</u>及び印鑑に關すること。 (4) (略)

○廿日市市手数料条例（平成12年条例第2号）【第3条関係】

（下線の部分は改正部分）

改正後				改正前			
別表（第2条関係）				別表（第2条関係）			
（1）一般関係				（1）一般関係			
事務の種類	単位	手数料	備考	事務の種類	単位	手数料	備考
（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）
	—	—		外国人登録原票の写し	1通	300円	1証明をもって1通とする。
	—	—		外国人登録原票の記載事項証明	1通	300円	1証明をもって1通とする。

改正後	改正前
（趣旨） 第1条 この条例は、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号。以下「法」という。）<u>第30条の44第12項</u>の規定に基づき、同条第1項に規定する住民基本台帳カード（以下「住基カード」という。）の利用に関し必要な事項を定めるものとする。 （利用目的） 第2条 法<u>第30条の44第12項</u>の条例に規定する目的は、次のとおりとする。 （1）・（2） （略）	（趣旨） 第1条 この条例は、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号。以下「法」という。）<u>第30条の44第8項</u>の規定に基づき、同条第1項に規定する住民基本台帳カード（以下「住基カード」という。）の利用に関し必要な事項を定めるものとする。 （利用目的） 第2条 法<u>第30条の44第8項</u>の条例に規定する目的は、次のとおりとする。 （1）・（2） （略）

議案第23号

廿日市市税条例の一部を改正する条例案新旧対照表

○廿日市市税条例（昭和31年条例第29号）

（下線の部分は改正部分）

改正後	改正前
（たばこ税の税率） 第95条 たばこ税の税率は、1,000本につき<u>5,262円</u>とする。 附則 第9条 削除	（たばこ税の税率） 第95条 たばこ税の税率は、1,000本につき<u>4,618円</u>とする。 附則 <u>（市民税の分離課税に係る所得割の額の特例等）</u> 第9条 分離課税に係る所得割の額は、当分の間、第53条の3及び第53条の4の規定を適用して計算した金額からその10分の1に相当する金額を控除して得た金額とする。 <u>2 前項の規定の適用がある場合における第53条の8及び第53条の12第1項の規定の適用については、これらの規定中「第53条の4」とあるのは、「第53条の4並びに附則第9条第1項」とする。</u>
（たばこ税の税率の特例） 第16条の2 たばこ事業法附則第2条の規定による廃止前の製造たばこ定価法（昭和40年法律第122号）第1条第1項に規定する紙巻たばこ3級品の当該廃止の時ににおける品目と同一である喫煙用の紙巻たばこに係るたばこ税の税率は、第95条の規定にかかわらず、当分の間、1,000本につき<u>2,495円</u>とする。 2 （略）	（たばこ税の税率の特例） 第16条の2 たばこ事業法附則第2条の規定による廃止前の製造たばこ定価法（昭和40年法律第122号）第1条第1項に規定する紙巻たばこ3級品の当該廃止の時ににおける品目と同一である喫煙用の紙巻たばこに係るたばこ税の税率は、第95条の規定にかかわらず、当分の間、1,000本につき<u>2,190円</u>とする。 2 （略）
（東日本大震災に係る雑損控除額等の特例） 第22条 所得割の納税義務者の選択により、法附則第42条第3項に規定する特例損失金額（以下この項において「特例損失金額」という。）がある場合には、<u>特例損失金額（同条第3項に規定する災害関連支出がある場合には、第3項に規定する申告書の提出の日の前日までに支出したものに限る。以下この項及び次項において「損失対象金額」という。）について、平成</u>	（東日本大震災に係る雑損控除額等の特例） 第22条 所得割の納税義務者の選択により、法附則第42条第3項に規定する特例損失金額（以下この条において「特例損失金額」という。）については

改正後	改正前
22年において生じた法第314条の2第1項第1号に規定する損失の金額として、この条例の規定を適用することができる。この場合において、第34条の2の規定により控除された金額に係る<u>当該損失対象金額</u>は、その者の平成24年度以後の年度分で<u>当該損失対象金額が生じた年の末日の属する年度の翌年度分</u>の個人の市民税に係るこの条例の規定の適用については、<u>当該損失対象金額が生じた年</u>において生じなかつたものとみなす。 (削る)	22年において生じた法第314条の2第1項第1号に規定する損失の金額として、この条例の規定を適用することができる。この場合において、第34条の2の規定により控除された金額に係る<u>当該特例損失金額</u>は、その者の平成24年度以後の年度分_____の個人の市民税に係るこの条例の規定の適用については、<u>平成23年_____</u>において生じなかつたものとみなす。
2 <u>前項前段</u> の場合において、第34条の2の規定により控除された金額に係る<u>損失対象金額</u>のうちに、同項の規定の適用を受けた者と生計を一にする令第48条の6第1項に規定する親族の有する法附則第42条第3項に規定する資産について受けた損失の金額（以下<u>この項において</u>「親族資産損失額」という。）があるときは、当該親族資産損失額は、当該親族の平成24年度以後の年度分の個人の市民税に係るこの条例の規定の適用については、<u>当該親族資産損失額が生じた年</u>において生じなかつたものとみなす。 (削る)	2 <u>前項の規定の適用を受けた所得割の納税義務者の同項の規定により適用される第34条の2の規定により控除された金額に係る特例損失金額が平成24年以後の各年において生じたものである場合における前項の規定の適用については、同項中「平成23年」とあるのは、「当該特例損失金額が生じた年」とする。</u>
3 (略)	3 <u>第1項前段</u>の場合において、第34条の2の規定により控除された金額に係る<u>特例損失金額</u>のうちに、同項の規定の適用を受けた者と生計を一にする令第48条の6第1項に規定する親族の有する法附則第42条第3項に規定する資産について受けた損失の金額（以下<u>この条において</u>「親族資産損失額」という。）があるときは、当該親族資産損失額は、当該親族の平成24年度以後の年度分の個人の市民税に係るこの条例の規定の適用については、<u>平成23年_____</u>において生じなかつたものとみなす。
3 (略)	4 <u>第1項の規定の適用を受けた所得割の納税義務者の同項の規定により適用される第34条の2の規定により控除された金額に係る親族資産損失額が平成24年以後の各年において生じたものである場合における前項の規定の適用については、同項中「平成23年」とあるのは、「当該親族資産損失額が生じた年」とする。</u>
(個人の市民税の税率の特例) 第25条 <u>平成26年度から平成35年度までの各年度分の個人の市民税に限り、均等割の税率は、第31条第1項の規定にかかわらず、同項に規定する額に</u>	5 (略)

改正後	改正前
<u>500円を加算した額とする。</u>	

改正後				改正前			
別表（第2条関係） （1）～（4）（略） （5） 建築関係				別表（第2条関係） （1）～（4）（略） （5） 建築関係			
事務の種類	単位	手数料	備 考	事務の種類	単位	手数料	備 考
建築物に関する確認又は計画通知			1申請をもって1件とする。建築物の移転、大規模の修繕、	建築物に関する確認又は計画通知			1申請をもって1件とする。建築物を移転
建築物の床面積の合計				建築物の床面積の合計			
30平方メートル以内	1件	7,000円	大規模の模様替又は	30平方メートル以内	1件	5,000円	
30平方メートルを超え100平方メートル以内	1件	1万3,000円	用途の変更（以下この表において「移転等」という。）をする場合は、当該移転	30平方メートルを超え100平方メートル以内	1件	9,000円	
100平方メートルを超え200平方メートル以内	1件	1万9,000円	等に係る部分の床面積の2分の1の面積	100平方メートルを超え200平方メートル以内	1件	1万4,000円	する場合は、移転
200平方メートルを超え500平方メートル以内	1件	2万6,000円	等に係る部分の床面積の2分の1の面積	200平方メートルを超え500平方メートル以内	1件	1万9,000円	に係る部分の床面積の2分の1の面積
500平方メートルを超え1,000平方メートル以内	1件	4万6,000円	について、確認済証の交付を受けた建築物の計画の変更をする建築物の新築、増築、改築又は移転等をする場合は、当該計画の変更	500平方メートルを超え1,000平方メートル以内	1件	3万4,000円	、確認又は確認済証の交付を受けた建築物の計画の変更をする建築物の建築又は移転
1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内	1件	6万5,000円	等に係る部分の床面積の2分の1の面積	1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内	1件	4万8,000円	をする場合は、当該計画の変更
2,000平方メートルを超え1万平方メートル以内	1件	19万円	の2分の1の面積（新築、増築又は改築の場合において床	2,000平方メートルを超え1万平方メートル以内	1件	14万円	に係る部分の床面積の2分の1の面積
1万平方メートルを超え5万平方メートル以内	1件	31万円		1万平方メートルを超え5万平方メートル以内	1件	24万円	

改正後				改正前			
5万平方メートルを超える	1件	60万円	面積の増加する部分 にあっては、当該増 加する部分の床面 積）について算定す る。	5万平方メートルを超える	1件	46万円	____について算定す る。
(略)				(略)			
建築設備に関する確認又は 計画通知	1件	1万9,000円	1申請をもって1件 とする。小荷物専用 昇降機にあっては 9,000円	建築設備に関する確認又は 計画通知	1件	9,000円	1申請をもって1件 とする。小荷物専用 昇降機にあっては 4,000円
建築設備に関する計画変更 確認又は計画変更計画通知	1件	1万円	1申請をもって1件 とする。小荷物専用 昇降機にあっては 5,000円	建築設備に関する計画変更 確認又は計画変更計画通知	1件	5,000円	1申請をもって1件 とする。小荷物専用 昇降機にあっては 3,000円
工作物に関する確認又は計 画通知	1件	1万3,000円	1申請をもって1件 とする。	工作物に関する確認又は計 画通知	1件	8,000円	1申請をもって1件 とする。
工作物に関する計画変更確 認又は計画変更計画通知	1件	7,000円	1申請をもって1件 とする。	工作物に関する計画変更確 認又は計画変更計画通知	1件	4,000円	1申請をもって1件 とする。
建築物に関する完了検査又 は工事完了通知（特定工程 の指定に係る建築物以外の 建築物）			1申請をもって1件 とする。建築物の移 転等（用途の変更を 除く。）をする場合 は、当該移転等に係	建築物に関する完了検査又 は工事完了通知（特定工程 の指定に係る建築物以外の 建築物）			1申請をもって1件 とする。建築物を移 転 ____する場合 は、移転____に係
建築物の床面積の合計			る部分の床面積の2	建築物の床面積の合計			分の1の面積につい て算定する。
30平方メートル以内	1件	1万1,000円	分の1の面積につい て算定する。	30平方メートル以内	1件	1万円	分の1の面積につい て算定する。
30平方メートルを超え 100平方メートル以内	1件	1万3,000円		30平方メートルを超え 100平方メートル以内	1件	1万2,000円	
100平方メートルを超え 200平方メートル以内	1件	1万7,000円		100平方メートルを超え 200平方メートル以内	1件	1万6,000円	
200平方メートルを超え	1件	2万3,000円		200平方メートルを超え	1件	2万2,000円	

改正後				改正前			
500平方メートル以内				500平方メートル以内			
500平方メートルを超え 1,000平方メートル以内	1 件	<u>4 万円</u>		500平方メートルを超え 1,000平方メートル以内	1 件	<u>3万6,000円</u>	
1,000平方メートルを超え 2,000平方メートル以内	1 件	<u>5 万 6,000 円</u>		1,000平方メートルを超え 2,000平方メートル以内	1 件	<u>5万円</u>	
2,000平方メートルを超え 1 万平方メートル以内	1 件	<u>13 万円</u>		2,000平方メートルを超え 1 万平方メートル以内	1 件	<u>12万円</u>	
1 万平方メートルを超え 5 万平方メートル以内	1 件	<u>21 万円</u>		1 万平方メートルを超え 5 万平方メートル以内	1 件	<u>19万円</u>	
5 万平方メートルを超える	1 件	<u>43 万円</u>		5 万平方メートルを超える	1 件	<u>38万円</u>	
建築物に関する完了検査又は 工事完了通知（特定工程の 指定に係る建築物）			1 申請をもって 1 件とする。 <u>建築物の移転等（用途の変更を除く。）</u> をする場合は、 <u>当該移転等</u> に係る部分の床面積の 2 分の 1 の面積について算定する。	建築物に関する完了検査又は 工事完了通知（特定工程の 指定に係る建築物）			1 申請をもって 1 件とする。 <u>建築物を移転</u> する場合は、 <u>移転</u> に係る部分の床面積の 2 分の 1 の面積について算定する。
建築物の床面積の合計				建築物の床面積の合計			
30平方メートル以内		<u>1 万円</u>		30平方メートル以内		<u>9,000円</u>	
30平方メートルを超え 100平方メートル以内		<u>1 万 2,000 円</u>		30平方メートルを超え 100平方メートル以内		<u>1万1,000円</u>	
100平方メートルを超え 200平方メートル以内	1 件	<u>1 万 6,000 円</u>		100平方メートルを超え 200平方メートル以内	1 件	<u>1万5,000円</u>	
200平方メートルを超え 500平方メートル以内	1 件	<u>2 万 2,000 円</u>		200平方メートルを超え 500平方メートル以内	1 件	<u>2万1,000円</u>	
500平方メートルを超え 1,000平方メートル以内	1 件	<u>3 万 8,000 円</u>		500平方メートルを超え 1,000平方メートル以内	1 件	<u>3万5,000円</u>	
1,000平方メートルを超	1 件	<u>5 万 3,000 円</u>		1,000平方メートルを超	1 件	<u>4万7,000円</u>	

改正後				改正前			
え2,000平方メートル以内				え2,000平方メートル以内			
2,000平方メートルを超え1万平方メートル以内	1件	<u>12万円</u>		2,000平方メートルを超え1万平方メートル以内	1件	<u>11万円</u>	
1万平方メートルを超え5万平方メートル以内	1件	<u>20万円</u>		1万平方メートルを超え5万平方メートル以内	1件	<u>18万円</u>	
5万平方メートルを超える	1件	<u>40万円</u>		5万平方メートルを超える	1件	<u>37万円</u>	
建築設備に関する完了検査又は工事完了通知	1件	<u>2万1,000円</u>	1申請をもって1件とする。小荷物専用昇降機にあっては <u>1万2,000円</u>	建築設備に関する完了検査又は工事完了通知	1件	<u>1万3,000円</u>	1申請をもって1件とする。小荷物専用昇降機にあっては <u>8,000円</u>
中間検査又は特定工程工事終了通知において検査した建築設備に関する完了検査又は工事完了通知	1件	<u>2万円</u>	1申請をもって1件とする。小荷物専用昇降機にあっては <u>1万2,000円</u>	中間検査又は特定工程工事終了通知において検査した建築設備に関する完了検査又は工事完了通知	1件	<u>1万2,000円</u>	1申請をもって1件とする。小荷物専用昇降機にあっては <u>8,000円</u>
工作物に関する完了検査又は工事完了通知	1件	<u>1万4,000円</u>	1申請をもって1件とする。	工作物に関する完了検査又は工事完了通知	1件	<u>9,000円</u>	1申請をもって1件とする。
建築物に関する中間検査又は特定工程工事終了通知 中間検査又は特定工程工事終了通知を行う部分の床面積の合計			1申請をもって1件とする。	建築物に関する中間検査又は特定工程工事終了通知 中間検査又は特定工程工事終了通知を行う部分の床面積の合計			1申請をもって1件とする。
30平方メートル以内	1件	<u>1万円</u>		30平方メートル以内	1件	<u>9,000円</u>	
30平方メートルを超え100平方メートル以内	1件	<u>1万3,000円</u>		30平方メートルを超え100平方メートル以内	1件	<u>1万1,000円</u>	

改正後				改正前			
100平方メートルを超え 200平方メートル以内	1 件	1 万 7,000 円		100平方メートルを超え 200平方メートル以内	1 件	1万5,000円	
200平方メートルを超え 500平方メートル以内	1 件	2 万 3,000 円		200平方メートルを超え 500平方メートル以内	1 件	2万円	
500平方メートルを超え 1,000平方メートル以内	1 件	3 万 7,000 円		500平方メートルを超え 1,000平方メートル以内	1 件	3万3,000円	
1,000平方メートルを超え 2,000平方メートル以内	1 件	5 万 2,000 円		1,000平方メートルを超え 2,000平方メートル以内	1 件	4万5,000円	
2,000平方メートルを超え 1 万平方メートル以内	1 件	12 万円		2,000平方メートルを超え 1 万平方メートル以内	1 件	10万円	
1 万平方メートルを超え 5 万平方メートル以内	1 件	19 万円		1 万平方メートルを超え 5 万平方メートル以内	1 件	16万円	
5 万平方メートルを超える	1 件	39 万円		5 万平方メートルを超える	1 件	33万円	
(略)				(略)			
(6) ・ (7) (略)				(6) ・ (7) (略)			
(8) 消防関係				(8) 消防関係			
事務の種類	単位	手数料	備考	事務の種類	単位	手数料	備考
(略)				(略)			
危険物浮き屋根式特定屋外 タンク貯蔵所及び浮き蓋付 特定屋外タンク貯蔵所設置 の許可 危険物の貯蔵最大数量			1 申請をもって 1 件 とする。 設置の許可に係る完 成検査又は変更の許 可は、当該手数料の	危険物浮き屋根式特定屋外 タンク貯蔵所 設置 の許可 危険物の貯蔵最大数量			1 申請をもって 1 件 とする。 設置の許可に係る完 成検査又は変更の許 可は、当該手数料の

改正後				改正前			
1,000キロリットル以上 5,000キロリットル未満	1 件	112万円	額の 2 分の 1 の額、 変更の許可に係る完 成検査は、当該手数 料の額の 4 分の 1 の 額とする。	1,000キロリットル以上 5,000キロリットル未満	1 件	112万円	額の 2 分の 1 の額、 変更の許可に係る完 成検査は、当該手数 料の額の 4 分の 1 の 額とする。
5,000キロリットル以上 1 万キロリットル未満	1 件	133万円		5,000キロリットル以上 1 万キロリットル未満	1 件	133万円	
1 万キロリットル以上 5 万キロリットル未満	1 件	148万円		1 万キロリットル以上 5 万キロリットル未満	1 件	148万円	
5 万キロリットル以上 10万キロリットル未満	1 件	183万円		5 万キロリットル以上 10万キロリットル未満	1 件	183万円	
10万キロリットル以上 20万キロリットル未満	1 件	212万円		10万キロリットル以上 20万キロリットル未満	1 件	212万円	
20万キロリットル以上 30万キロリットル未満	1 件	433万円		20万キロリットル以上 30万キロリットル未満	1 件	433万円	
30万キロリットル以上 40万キロリットル未満	1 件	557万円		30万キロリットル以上 40万キロリットル未満	1 件	557万円	
40万キロリットル以上	1 件	677万円		40万キロリットル以上	1 件	677万円	
(略)				(略)			

○廿日市市墓地等の経営の許可等に関する条例（平成19年条例第2号）

(下線の部分は改正部分)

改正後	改正前
(趣旨) 第1条 この条例は、 、墓地、埋葬等に関する法律（昭和23年法律第48号。以下「法」という。）第10条の規定による墓地、納骨堂又は火葬場（以下「墓地等」という。）の経営の許可等の手続及び基準その他墓地等の経営について必要な事項を定めるものとする。	(趣旨) 第1条 この条例は、 <u>広島県の事務を市町が処理する特例を定める条例（平成11年広島県条例第34号）</u> 第2条の表の第3号の3の規定に基づき、墓地、埋葬等に関する法律（昭和23年法律第48号。以下「法」という。）第10条の規定による墓地、納骨堂又は火葬場（以下「墓地等」という。）の経営の許可等の手続及び基準その他墓地等の経営について必要な事項を定めるものとする。

廿日市市保育園条例の一部を改正する条例案新旧対照表

○廿日市市保育園条例(昭和63年条例第18号)

(下線の部分は改正部分)

改正後	改正前																																																																																								
(名称及び位置)	(名称及び位置)																																																																																								
第2条 保育園の名称及び位置は、次のとおりとする。	第2条 保育園の名称及び位置は、次のとおりとする。																																																																																								
<table border="1"> <thead> <tr> <th>名称</th><th>位置</th></tr> </thead> <tbody> <tr><td>佐方保育園</td><td>廿日市市佐方1031番地</td></tr> <tr><td>廿日市保育園</td><td>廿日市市廿日市二丁目1番6号</td></tr> <tr><td>平良保育園</td><td>廿日市市平良一丁目21番8号</td></tr> <tr><td>原保育園</td><td>廿日市市原967番地</td></tr> <tr><td>宮内保育園</td><td>廿日市市宮内1508番地2</td></tr> <tr><td>宮園保育園</td><td>廿日市市宮園一丁目1番地</td></tr> <tr><td>串戸保育園</td><td>廿日市市串戸二丁目13番3号</td></tr> <tr><td>地御前保育園</td><td>廿日市市地御前四丁目4番30号</td></tr> <tr><td>阿品台東保育園</td><td>廿日市市阿品台東3番37号</td></tr> <tr><td>阿品台西保育園</td><td>廿日市市阿品台西6番63号</td></tr> <tr><td colspan="2"> </td></tr> <tr><td>友和保育園</td><td>廿日市市友田30番地1</td></tr> <tr><td>津田保育園</td><td>廿日市市津田4160番地1</td></tr> <tr><td>浅原保育園</td><td>廿日市市浅原3088番地2</td></tr> <tr><td>吉和保育園</td><td>廿日市市吉和1513番地</td></tr> <tr><td>深江保育園</td><td>廿日市市深江二丁目11番25号</td></tr> <tr><td>池田保育園</td><td>廿日市市物見西三丁目7番10号</td></tr> <tr><td>いもせ保育園</td><td>廿日市市大野原二丁目10番3号</td></tr> <tr><td>梅原保育園</td><td>廿日市市梅原二丁目5番12号</td></tr> <tr><td>丸石保育園</td><td>廿日市市丸石二丁目16番17号</td></tr> <tr><td>鳴川保育園</td><td>廿日市市大野1664番地6</td></tr> </tbody> </table>	名称	位置	佐方保育園	廿日市市佐方1031番地	廿日市保育園	廿日市市廿日市二丁目1番6号	平良保育園	廿日市市平良一丁目21番8号	原保育園	廿日市市原967番地	宮内保育園	廿日市市宮内1508番地2	宮園保育園	廿日市市宮園一丁目1番地	串戸保育園	廿日市市串戸二丁目13番3号	地御前保育園	廿日市市地御前四丁目4番30号	阿品台東保育園	廿日市市阿品台東3番37号	阿品台西保育園	廿日市市阿品台西6番63号			友和保育園	廿日市市友田30番地1	津田保育園	廿日市市津田4160番地1	浅原保育園	廿日市市浅原3088番地2	吉和保育園	廿日市市吉和1513番地	深江保育園	廿日市市深江二丁目11番25号	池田保育園	廿日市市物見西三丁目7番10号	いもせ保育園	廿日市市大野原二丁目10番3号	梅原保育園	廿日市市梅原二丁目5番12号	丸石保育園	廿日市市丸石二丁目16番17号	鳴川保育園	廿日市市大野1664番地6	<table border="1"> <thead> <tr> <th>名称</th><th>位置</th></tr> </thead> <tbody> <tr><td>佐方保育園</td><td>廿日市市佐方1031番地</td></tr> <tr><td>廿日市保育園</td><td>廿日市市廿日市二丁目1番6号</td></tr> <tr><td>平良保育園</td><td>廿日市市平良一丁目21番8号</td></tr> <tr><td>原保育園</td><td>廿日市市原967番地</td></tr> <tr><td>宮内保育園</td><td>廿日市市宮内1508番地2</td></tr> <tr><td>宮園保育園</td><td>廿日市市宮園一丁目1番地</td></tr> <tr><td>串戸保育園</td><td>廿日市市串戸二丁目13番3号</td></tr> <tr><td>地御前保育園</td><td>廿日市市地御前四丁目4番30号</td></tr> <tr><td>阿品台東保育園</td><td>廿日市市阿品台東3番37号</td></tr> <tr><td>阿品台西保育園</td><td>廿日市市阿品台西6番63号</td></tr> <tr><td><u>玖島保育園</u></td><td><u>廿日市市玖島4378番地</u></td></tr> <tr><td>友和保育園</td><td>廿日市市友田30番地1</td></tr> <tr><td>津田保育園</td><td>廿日市市津田4160番地1</td></tr> <tr><td>浅原保育園</td><td>廿日市市浅原3088番地2</td></tr> <tr><td>吉和保育園</td><td>廿日市市吉和1513番地</td></tr> <tr><td>深江保育園</td><td>廿日市市深江三丁目8番32号</td></tr> <tr><td>池田保育園</td><td>廿日市市物見西三丁目7番10号</td></tr> <tr><td>いもせ保育園</td><td>廿日市市大野原二丁目10番3号</td></tr> <tr><td>梅原保育園</td><td>廿日市市梅原二丁目5番12号</td></tr> <tr><td>丸石保育園</td><td>廿日市市丸石二丁目16番17号</td></tr> <tr><td>鳴川保育園</td><td>廿日市市大野1664番地6</td></tr> </tbody> </table>	名称	位置	佐方保育園	廿日市市佐方1031番地	廿日市保育園	廿日市市廿日市二丁目1番6号	平良保育園	廿日市市平良一丁目21番8号	原保育園	廿日市市原967番地	宮内保育園	廿日市市宮内1508番地2	宮園保育園	廿日市市宮園一丁目1番地	串戸保育園	廿日市市串戸二丁目13番3号	地御前保育園	廿日市市地御前四丁目4番30号	阿品台東保育園	廿日市市阿品台東3番37号	阿品台西保育園	廿日市市阿品台西6番63号	<u>玖島保育園</u>	<u>廿日市市玖島4378番地</u>	友和保育園	廿日市市友田30番地1	津田保育園	廿日市市津田4160番地1	浅原保育園	廿日市市浅原3088番地2	吉和保育園	廿日市市吉和1513番地	深江保育園	廿日市市深江三丁目8番32号	池田保育園	廿日市市物見西三丁目7番10号	いもせ保育園	廿日市市大野原二丁目10番3号	梅原保育園	廿日市市梅原二丁目5番12号	丸石保育園	廿日市市丸石二丁目16番17号	鳴川保育園	廿日市市大野1664番地6
名称	位置																																																																																								
佐方保育園	廿日市市佐方1031番地																																																																																								
廿日市保育園	廿日市市廿日市二丁目1番6号																																																																																								
平良保育園	廿日市市平良一丁目21番8号																																																																																								
原保育園	廿日市市原967番地																																																																																								
宮内保育園	廿日市市宮内1508番地2																																																																																								
宮園保育園	廿日市市宮園一丁目1番地																																																																																								
串戸保育園	廿日市市串戸二丁目13番3号																																																																																								
地御前保育園	廿日市市地御前四丁目4番30号																																																																																								
阿品台東保育園	廿日市市阿品台東3番37号																																																																																								
阿品台西保育園	廿日市市阿品台西6番63号																																																																																								
友和保育園	廿日市市友田30番地1																																																																																								
津田保育園	廿日市市津田4160番地1																																																																																								
浅原保育園	廿日市市浅原3088番地2																																																																																								
吉和保育園	廿日市市吉和1513番地																																																																																								
深江保育園	廿日市市深江二丁目11番25号																																																																																								
池田保育園	廿日市市物見西三丁目7番10号																																																																																								
いもせ保育園	廿日市市大野原二丁目10番3号																																																																																								
梅原保育園	廿日市市梅原二丁目5番12号																																																																																								
丸石保育園	廿日市市丸石二丁目16番17号																																																																																								
鳴川保育園	廿日市市大野1664番地6																																																																																								
名称	位置																																																																																								
佐方保育園	廿日市市佐方1031番地																																																																																								
廿日市保育園	廿日市市廿日市二丁目1番6号																																																																																								
平良保育園	廿日市市平良一丁目21番8号																																																																																								
原保育園	廿日市市原967番地																																																																																								
宮内保育園	廿日市市宮内1508番地2																																																																																								
宮園保育園	廿日市市宮園一丁目1番地																																																																																								
串戸保育園	廿日市市串戸二丁目13番3号																																																																																								
地御前保育園	廿日市市地御前四丁目4番30号																																																																																								
阿品台東保育園	廿日市市阿品台東3番37号																																																																																								
阿品台西保育園	廿日市市阿品台西6番63号																																																																																								
<u>玖島保育園</u>	<u>廿日市市玖島4378番地</u>																																																																																								
友和保育園	廿日市市友田30番地1																																																																																								
津田保育園	廿日市市津田4160番地1																																																																																								
浅原保育園	廿日市市浅原3088番地2																																																																																								
吉和保育園	廿日市市吉和1513番地																																																																																								
深江保育園	廿日市市深江三丁目8番32号																																																																																								
池田保育園	廿日市市物見西三丁目7番10号																																																																																								
いもせ保育園	廿日市市大野原二丁目10番3号																																																																																								
梅原保育園	廿日市市梅原二丁目5番12号																																																																																								
丸石保育園	廿日市市丸石二丁目16番17号																																																																																								
鳴川保育園	廿日市市大野1664番地6																																																																																								

廿日市市留守家庭児童会条例の一部を改正する条例案新旧対照表

○廿日市市留守家庭児童会条例（平成14年条例第17号）

（下線の部分は改正部分）

改正後	改正前
（趣旨） 第1条 この条例は、児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）<u>第34条の8</u>の規定に基づき、留守家庭児童会事業（以下「児童会事業」という。）を実施するために必要な事項を定めるものとする。 （事業の主体） 第3条 市は、社会福祉法（昭和26年法律第45号）の定めるところにより、<u>法第6条の3第2項</u>に規定する放課後児童健全育成事業として児童会事業を行うものとする。 （利用対象児童） 第5条 児童会事業を利用することができる児童は、留守家庭児童会を実施する市内の小学校の第1学年から第3学年までに在学する児童であって、その保護者が労働等により昼間家庭にいないもの<u>その他規則で定めるものとする。ただし、児童の健全育成上市長が必要と認める場合は、第4学年から第6学年までに在学する児童であっても、児童会事業を利用することができるものとする。</u>	（趣旨） 第1条 この条例は、児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）<u>第34条の7</u>の規定に基づき、留守家庭児童会事業（以下「児童会事業」という。）を実施するために必要な事項を定めるものとする。 （事業の主体） 第3条 市は、社会福祉法（昭和26年法律第45号）の定めるところにより、<u>法第6条の2第12項</u>に規定する放課後児童健全育成事業として児童会事業を行うものとする。 （利用対象児童） 第5条 児童会事業を利用することができる児童は、留守家庭児童会を実施する市内の小学校の第1学年から第3学年までに在学する児童であって、その保護者が労働等により昼間家庭にいないもの<u>その他規則で定める児童とする。</u>

改正後	改正前
（保険料率） 第2条 平成24年度から平成26年度までの各年度における保険料率は、次の各号に掲げる第1号被保険者の区分に応じそれぞれ当該各号に定める額とする。 （1）介護保険法施行令（平成10年政令第412号。以下「令」という。）第39条第1項第1号に掲げる者 <u>2万8,260円</u> （2）令第39条第1項第2号に掲げる者 <u>2万8,260円</u> （3）令第39条第1項第3号に掲げる者 <u>4万2,390円</u> （4）令第39条第1項第4号に掲げる者 <u>5万6,520円</u> （5）次のいずれかに該当する者 <u>6万5,563円</u> ア 合計所得金額（地方税法（昭和25年法律第226号）第292条第1項第13号に規定する合計所得金額をいう。以下この条において同じ。）が125万円未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しない者 イ 要保護者（生活保護法（昭和25年法律第144号）第6条第2項に規定する要保護者をいう。以下この条において同じ。）であって、その者が課される保険料の額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護（生活保護法第2条に規定する保護をいう。以下この条において同じ。）を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ（（1）に係る者を除く。））、次号イ又は第7号イに該当する者を除く。） （6）次のいずれかに該当する者 <u>7万650円</u> ア 合計所得金額が125万円以上 <u>190万円</u>未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しない者 イ 要保護者であって、その者が課される保険料の額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ（（1）に係る者を除く。））又は次号イに該当する者を除く。） （7）次のいずれかに該当する者 <u>8万4,780円</u>	（保険料率） 第2条 平成21年度から平成23年度までの各年度における保険料率は、次の各号に掲げる第1号被保険者の区分に応じそれぞれ当該各号に定める額とする。 （1）介護保険法施行令（平成10年政令第412号。以下「令」という。）第39条第1項第1号に掲げる者 <u>2万5,017円</u> （2）令第39条第1項第2号に掲げる者 <u>2万5,017円</u> （3）令第39条第1項第3号に掲げる者 <u>3万7,526円</u> （4）令第39条第1項第4号に掲げる者 <u>5万35円</u> （5）次のいずれかに該当する者 <u>5万8,040円</u> ア 合計所得金額（地方税法（昭和25年法律第226号）第292条第1項第13号に規定する合計所得金額をいう。以下この条において同じ。）が125万円未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しない者 イ 要保護者（生活保護法（昭和25年法律第144号）第6条第2項に規定する要保護者をいう。以下この条において同じ。）であって、その者が課される保険料の額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護（生活保護法第2条に規定する保護をいう。以下この条において同じ。）を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ（（1）に係る者を除く。））、次号イ又は第7号イに該当する者を除く。） （6）次のいずれかに該当する者 <u>6万2,543円</u> ア 合計所得金額が125万円以上 <u>200万円</u>未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しない者 イ 要保護者であって、その者が課される保険料の額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ（（1）に係る者を除く。））又は次号イに該当する者を除く。） （7）次のいずれかに該当する者 <u>7万5,052円</u>

改正後	改正前
ア 合計所得金額が <u>190 万円</u>以上 400 万円未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しない者 イ 要保護者であって、その者が課される保険料の額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第 39 条第 1 項第 1 号イ（（1）に係る者を除く。）に該当する者を除く。） （8） 前各号のいずれにも該当しない者 <u>9 万 8,910 円</u> 附 則 <u>（平成 24 年度から平成 26 年度までにおける保険料率の特例）</u> <u>第 12 条 令附則第 14 条第 1 項及び第 2 項（同条第 3 項及び第 4 項において準用する場合を含む。）に規定する第 1 号被保険者の平成 24 年度から平成 26 年度までの保険料率は、第 2 条の規定にかかわらず、3 万 7,868 円とする。</u> <u>第 13 条 令附則第 15 条第 1 項及び第 2 項（同条第 3 項及び第 4 項において準用する場合を含む。）に規定する第 1 号被保険者の平成 24 年度から平成 26 年度までの保険料率は、第 2 条の規定にかかわらず、5 万 1,433 円とする。</u>	ア 合計所得金額が <u>200 万円</u>以上 400 万円未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しない者 イ 要保護者であって、その者が課される保険料の額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第 39 条第 1 項第 1 号イ（（1）に係る者を除く。）に該当する者を除く。） （8） 前各号のいずれにも該当しない者 <u>8 万 7,561 円</u> （新設） （新設）

議案第 2 9 号

広島圏都市計画事業廿日市駅北土地区画整理事業施行条例の一部を改正する条例案新旧対照表

○広島圏都市計画事業廿日市駅北土地区画整理事業施行条例（平成 1 2 年条例第 4 5 号）（下線の部分は改正部分）

改正後	改正前
（事務所の所在地） 第 5 条 事業の事務所は、 <u>廿日市市下平良一丁目11番 1 号</u> に置く。	（事務所の所在地） 第 5 条 事業の事務所は、 <u>廿日市市平良山手12番 7 号</u> に置く。

廿日市市営住宅設置及び管理条例及び廿日市市福祉住宅設置及び管理条例の一部を改正する条例案新旧対照表

○廿日市市営住宅設置及び管理条例の一部を改正する条例（平成9年条例第16号）【第1条関係】

（下線の部分は改正部分）

改正後	改正前
（入居者の資格） 第6条 公営住宅に入居することができる者は、<u>次に掲げる条件を具備する者でなければならない。</u> （1） 現に同居し、又は同居しようとする親族（婚姻の届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者その他婚姻の予約者を含む。以下「同居親族」という。）があること。 （2） その者の収入が<u>ア又はイ に掲げる場合</u>に応じ、それぞれ<u>ア又はイ に定める金額を超えないこと。</u> <u>ア 次に掲げる場合 21万4,000円</u> <u>（ア） 入居者又は同居者が障害者基本法（昭和45年法律第84号）第2条第1号に規定する障害者でその障害の程度が規則で定める程度である場合</u> <u>（イ） 入居者又は同居者が戦傷病者特別援護法（昭和38年法律第168号）第2条第1項に規定する戦傷病者でその障害の程度が規則で定める程度である場合</u> <u>（ロ） 入居者又は同居者が原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律（平成6年法律第117号）第11条第1項の規定による厚生労働大臣の認定を受けている者である場合</u> <u>（ハ） 入居者又は同居者が海外からの引揚者で本邦に引き揚げた日から起算して5年を経過していないものである場合</u> <u>（ニ） 入居者又は同居者がハンセン病療養所入所者等に対する補償金の</u>	（入居者の資格） 第6条 公営住宅に入居することができる者は、<u>次の条件（老人、身体障害者その他の特に居住の安定を図る必要がある者として令第6条第1項で定める者（次条第2項において「老人等」という。）にあっては第2号から第6号まで、被災市街地復興特別措置法（平成7年法律第14号）第21条に規定する被災者等にあっては第3号の条件）を具備する者でなければならない。</u> （1） 現に同居し、又は同居しようとする親族（婚姻の届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者その他婚姻の予約者を含む。以下「同居親族」という。）があること。 （2） その者の収入が<u>ア、イ又はウに掲げる場合</u>に応じ、それぞれ<u>ア、イ又はウに掲げる金額を超えないこと。</u> <u>ア 入居者が身体障害者である場合その他の令第6条第4項で定める場合 令第6条第5項第1号に規定する金額</u>

改正後	改正前
<u>支給等に関する法律（平成13年法律第63号）第2条に規定するハンセン病療養所入所者等である場合</u> <u>(カ) 入居者が60歳以上の者であり、かつ、同居者のいずれもが60歳以上又は18歳未満の者である場合</u> <u>(キ) 同居者に小学校就学の始期に達するまでの者がある場合</u> <u>(ク) 公営住宅が法第8条第1項若しくは第3項又は激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（昭和37年法律第150号。以下この号において「激甚災害法」という。）第22条第1項の規定による国の補助に係るものである場合であって、入居することとなる期間が法第8条第1項若しくは第3項又は激甚災害法第22条第1項に規定する災害発生の日から3年を経過するまでの間であるとき。</u> (削除) イ ア _____ に掲げる場合以外の場合 <u>15万8,000円</u> (3) 現に住宅に困窮していることが<u>明らか</u>であること。 (4)～(6) (略) 2 <u>前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者（この項及び次条第2項において「高齢者等」という。）は、前項第2号から第6号までに掲げる条件を具備する場合は、公営住宅に入居することができる。ただし、高齢者等が身体上又は精神上著しい障害があるために常時の介護を必要とし、かつ、居宅においてこれを受けることができず、又は受けることが困難であると認められる者である場合は、この限りでない。</u> <u>(1) 60歳以上の者</u> <u>(2) 障害者基本法第2条第1号に規定する障害者でその障害の程度が規則で定める程度であるもの</u>	イ <u>公営住宅が、法第8条第1項若しくは第3項又は激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（昭和37年法律第150号）第22条第1項の規定による国の補助に係るものである場合 令第6条第5項第2号に規定する金額</u> ウ <u>ア及びイに掲げる場合以外の場合 令第6条第5項第3号に規定する金額</u> (3) 現に住宅に困窮していることが<u>明らかな者</u>であること。 (4)～(6) (略) (新設)

改正後	改正前
(3) <u>生活保護法（昭和25年法律第144号）第6条第1項に規定する被保護者又は中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第1項に規定する支援給付（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律（平成19年法律第127号）附則第4条第1項に規定する支援給付を含む。）を受けている者</u> (4) <u>前項第2号ア(イ)から(ウ)までのいずれかに該当する者</u> (5) <u>配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（平成13年法律第31号。以下この号において「配偶者暴力防止等法」という。）第1条第2項に規定する被害者でア又はイのいずれかに該当するもの</u> ア <u>配偶者暴力防止等法第3条第3項第3号の規定による一時保護又は配偶者暴力防止等法第5条の規定による保護が終了した日から起算して5年を経過していない者</u> イ <u>配偶者暴力防止等法第10条第1項の規定により裁判所がした命令の申立てを行った者で当該命令がその効力を生じた日から起算して5年を経過していないもの</u> 3 <u>第1項の規定にかかわらず、被災市街地復興特別措置法（平成7年法律第14号）第21条に規定する被災者等は、同項第3号に掲げる条件を具備する場合は、公営住宅に入居することができる。</u> 4 <u>甲種住宅に入居することができる者は、第1項第3号、第5号及び第6号に規定する条件を具備する者でなければならない。</u> (入居者資格の特例) 第7条 (略) 2 <u>前条第1項第2号ア(ウ)に規定する公営住宅の入居者は、同項各号（高齢者等）にあっては、同項第2号から第6号まで）に掲げる条件を具備するほか、同項第2号ア(ウ)に規定する災害発生の日から3年間は_____、当該災害により住宅を失った者でなければならない。</u> 3 <u>甲種住宅の用途の廃止により当該甲種住宅の明渡しをしようとする入居</u>	(新設) 2 甲種住宅に入居することができる者は、<u>前項</u>第3号、第5号及び第6号に規定する条件を具備する者でなければならない。 (入居者資格の特例) 第7条 (略) 2 <u>前条第1項第2号イに掲げる公営住宅の入居者は、同項各号（老人等）にあっては、同項第2号から第6号まで）に掲げる条件を具備するほか、当該災害発生の日から3年間は、<u>なお</u>、当該災害により住宅を失った者でなければならない。</u> 3 甲種住宅の用途の廃止により当該甲種住宅の明渡しをしようとする入居

改正後	改正前
者が、当該明渡しに伴い他の甲種住宅に入居の申込みをした場合においては、その者は、<u>前条第4項</u>に規定する条件を具備する者とみなす。 (入居の申込み及び決定)	者が、当該明渡しに伴い他の甲種住宅に入居の申込みをした場合においては、その者は、<u>前条第2項</u>に規定する条件を具備する者とみなす。 (入居の申込み及び決定)
第9条 (略)	第9条 (略)
2 市長は、前項の規定により入居の申込みをした者が第6条第2項ただし書に規定する者に該当するかどうかを判断しようとする場合において必要があると認めるときは、当該入居の申込みをした者に面接し、その心身の状況、受けることができる介護の内容その他必要な事項について調査することができる。	(新設)
3 市長は、第1項の規定により入居の申込みをした者を市営住宅の入居者として決定し、その旨を当該入居者として決定した者（以下「入居決定者」という。）に対し通知するものとする。	2 市長は、前項の規定により入居の申込みをした者を市営住宅の入居者として決定し、その旨を当該入居者として決定した者（以下「入居決定者」という。）に対し通知するものとする。
附 則	附 則
1～12 (略)	1～12 (略)
(入居者の資格の特例)	(入居者の資格の特例)
13 当分の間、平成15年1月29日総務省告示第75号による廃置分合が行われた日の前日において広島県佐伯郡佐伯町及び吉和村であった区域並びに平成17年8月8日総務省告示第858号による廃置分合が行われた日の前日において広島県佐伯郡宮島町であった区域に存する公営住宅に係る第6条の規定の適用については、当該公営住宅の入居者に同居親族がない場合においても、同条第1項第1号の条件を具備する者とみなす。	13 当分の間、 公営住宅に係る第6条の規定の適用については、当該公営住宅の入居者に同居親族がない場合においても、同条第1項第1号の条件を具備する者とみなす。

改正後	改正前
（定義） 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。 （1） （略） （2） 障害者 <u>障害者基本法（昭和45年法律第84号）第2条第1号に規定する障害者でその障害の程度が規則で定める程度であるものをいう。</u> （3） （略） （入居者の資格） 第6条 福祉住宅に入居することができる者は、次の条件を具備する者でなければならない。 （1） （略） （2） その者の収入が、<u>21万4,000円</u>の金額を超えないこと。 （3）～（7） （略）	（定義） 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。 （1） 高齢者 （略） （2） 障害者 <u>公営住宅法施行規則（昭和26年省令第19号）第24条に規定する障害の程度の者をいう。</u> （3） （略） （入居者の資格） 第6条 福祉住宅に入居することができる者は、次の条件を具備する者でなければならない。 （1） （略） （2） その者の収入が、<u>令第6条第5項第1号に定める金額</u>を超えないこと。 （3）～（7） （略）

議案第31号

廿日市市立学校設置条例の一部を改正する条例案新旧対照表

○廿日市市立学校設置条例（昭和39年条例第18号）

（下線の部分は改正部分）

改正後		改正前	
別表第3（第4条関係）		別表第3（第4条関係）	
中学校の名称	位置	中学校の名称	位置
（略）		（略）	
廿日市市立宮島中学校	廿日市市宮島町779番地2	廿日市市立宮島中学校	廿日市市宮島町779番地

議案第32号

はつかいち市民図書館設置及び管理条例の一部を改正する条例案新旧対照表

○はつかいち市民図書館設置及び管理条例（平成8年条例第14号）

（下線の部分は改正部分）

改正後	改正前
（図書館協議会）	（図書館協議会）
第4条（略）	第4条（略）
2・3（略）	2・3（略）
4 委員は、 <u>学校教育及び社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動</u>	（新設）
<u>を行う者並びに学識経験のある者の中から、教育委員会が任命する。</u>	

廿日市市火災予防条例の一部を改正する条例案新旧対照表

○廿日市市火災予防条例（昭和37年条例第9号）

（下線の部分は改正部分）

改正後	改正前
附 則 1 この条例は、昭和37年7月1日から施行する。 2 廿日市町火災予防条例（昭和31年条例第30号）は、廃止する。 3 廿日市町危険物取締条例（昭和31年条例第31号）は、廃止する。 4 <u>危険物の規制に関する政令の一部を改正する政令（平成23年政令第405号。第7項において「改正政令」という。）による危険物の規制に関する政令第1条第1項の規定の改正により、新たに指定数量の5分の1以上指定数量未満の危険物を貯蔵し、又は取り扱う場所となるもの（以下の項から第6項までにおいて「新規対象」という。）のうち、第32条の2第2項第9号に定める基準に適合しないものの位置、構造及び設備に係る技術上の基準については、同号の規定は、当該新規対象が次に掲げる基準の全てに適合している場合に限り、適用しない。</u> <u>(1) 当該新規対象の危険物を取り扱う配管は、その設置される条件及び使用される状況に照らして、十分な強度を有し、かつ、漏れない構造であること。</u> <u>(2) 当該新規対象に係る危険物の数量を当該危険物の指定数量でそれぞれ除した商の和が、平成24年7月1日において現に貯蔵し、又は取り扱う危険物の数量を当該危険物の指定数量でそれぞれ除した商の和を超えないこと。</u> 5 <u>新規対象のうち、第32条の2第1項第16号イに定める基準に適合しないものの貯蔵及び取扱いに係る技術上の基準については、同号の規定は、平成25年12月31日までの間は、適用しない。</u> 6 <u>新規対象のうち、第32条の2第2項第1号から第8号まで、第32条の3の2（第3号を除く。）又は第22条の4第2項（第1号、第10号及び第11号を除く。）に定める基準に適合しないものの位置、構造及び</u>	附 則 1 この条例は、昭和37年7月1日から施行する。 2 廿日市町火災予防条例（昭和31年条例第30号）は、廃止する。 3 廿日市町危険物取締条例（昭和31年条例第31号）は、廃止する。 （新設） （新設） （新設）

改正後	改正前
<u>設備に係る技術上の基準については、これらの規定は、当該新規対象が附則第4項第2号に掲げる基準に適合している場合に限り、平成25年6月30日までの間は、適用しない。</u> 7 <u>改正政令による危険物の規制に関する政令第1条第1項の規定の改正により新たに指定数量の5分の1以上（個人の住居で貯蔵し、又は取り扱う場合にあっては、指定数量の2分の1以上）指定数量未満の危険物を貯蔵し、又は取り扱うこととなる者は、平成24年12月31日までにその旨を消防長に届け出なければならない。</u>	(新設)

